

お知らせ

千葉県緊急相談窓口

県では、金融危機による経営環境の悪化などで、事業経営にお悩みの方に向けた相談窓口を設置しています。

□ 中小企業金融・経営相談窓口

金融制度等に対する相談

商工労働部経営支援課

Tel 043-2236-2707

事業経営に関する相談

千葉県産業振興センター

Tel 047-4269011

□ 適正取引相談窓口

(下請かけこみ寺)

取引上の悩みについて、下請かけこみ寺で弁護士と直接面談の上無料相談できる事業を実施しています。

適正取引に関する相談

千葉県産業振興センター

Tel 043-299-2654

□ 中小企業者関係

企業経営に関する相談

商工労働部 経営支援課

Tel 043-223-2712

産業振興センター

(創業・経営革新センター)

Tel 047-4269011

貸し渋り110番開設

経済産業省・中小企業庁は、中小・零細企業者のための、「中小企業金融貸し渋り110番」を開設した。既に同庁では、原油・原材料や仕入れ価格高騰による資金繰り対策として、地方経済産業局や関係機関の全国900箇所、「緊急相談窓口」を設置、資金繰りに苦しむ中小・零細企業者からの相談に対応している。

このうち、最も深刻な地方の中小・零細企業者向けの緊急相談窓口として「中小企業金融貸し渋り110番」に位置づけて緊急相談体制を実施するもので、寄せられた要望は中小企業庁に集約し、制度や運用の改善に役立てる。

◎貸し渋り110番

関東経済産業局中小企業相談室

Tel 048-6000334

予約保証制度がスタート

予約保証制度とは、中小企業の将来発生するかもしれない資金ニーズに応え迅速な資金調達を支援することを目的とし、予め金融

機関及び信用保証協会の審査を受け、将来の保証付融資の予約を行うことを可能とする制度です。いわば、雨が降るときに備えて、予め「傘」を予約するようなものです。利用される中小企業は、予約時には特段手数料等を支払う必要はありませんが、予約に基づき実際に保証付融資を受ける場合には、特別の保証料率が適用されます。

信用保証協会は、中小企業のための公的な金融保証機関です。

◎詳細は

千葉県信用保証協会本店

Tel 043-2218110

松戸支店

Tel 047-3656007

労働者、事業主のみならず、職場のトラブル、解決のお手伝い

解雇や配置転換、賃下げやいじめなど、労使間のトラブルに悩んでいませんか、お気軽にご相談ください。

◎総合労働相談センター

平日の9時～17時

千葉労働局総合労働相談コーナー

Tel 043-221-2303

千葉駅前総合労働相談コーナー

0120-250-6500

ちば遺産・文化的景観選定

県教育委員会は県民からの投票をもとに、本県が誇る伝統や文化を継承する「ちば遺産100選」と優れた景勝地や気候風土や地形を活用した歴史や文化、生活を具体的に示す「ちば文化的景観」60件が選ばれた。遺産では銚子の屏風ヶ浦、景観では和田浦の鯨の食文化の景観が選ばれた。

県教委では、これらを紹介するガイドブックを今年3月に刊行するほか、現地見学ツアーなどを計画している。

◎詳細は県教育委員会文化財課

Tel 043-223-4082

組合の政治的中立について

企業や団体の政治活動や政治献金が社会問題になることがあります。中小企業の組合も例外ではありません。

中小企業団体の組織に関する法律第7条第3項、中小企業等協同組合法第5条第3項及び商店街振興組合法第4条第3項には「組合は、特定の政党のために利用して

はならない」と明記されています。これは、政治的中立の原則といわれ、中小企業者が共同して事業を行う組織である組合が経済団体という基本的性格を逸脱して政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることを防止するための訓示的規定(このような考え方のもとに行動すべきことを宣言した規定)です。

したがって、組合の名において特定の公職選挙の候補者(組合の役員が候補者である場合も含む)を推薦すること、総会や理事会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を決議することなどは許されません。

本規定は、組合外部勢力から、あるいは、組合内部の少数者によって組合が政治的目的のために利用されることを防止する趣旨であるから、組合自体の利益の実現を図るための政治的運動(例えば、国会等への建議、陳情)の禁止等を意味するものではありません。

全国大会を成功させよう

平成21年11月19日(木)13時30分
葛張メッセ「イベントホール」